

帯状疱疹予防接種のお知らせ



実施期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

接種回数と費用

	生ワクチン (阪大微研)	組換えワクチン (GSK社)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回 (2ヶ月以上の間隔をあける) ※1
自己負担額	5,000円	10,000円(1回あたり)

※1 病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

対象者

- ①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える方、100歳以上の方は全員
- ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ③50～64歳の希望者

※①②は定期接種対象者 ③は特別措置対象者

※生保は無料です。

医療機関

医療機関	予約受付・接種日
公立久米島病院 (098-985-5555)	予約受付時間：午後3時～5時 接種日：火・水・木・金・土曜日
球美の島診療所 (098-985-8036)	接種日：診療日の午前9時～11時半 午後2時～4時半

持ち物

☆予診票 ☆接種費用

島外の医療機関で接種したい方

- ①可能な限り、島内の医療機関での接種にご協力ください。
- ②島外の医療機関で受ける場合は、申請書及び必要書類(領収書、接種済み証等)が必要になりますので福祉課までお問い合わせください。

注意事項

- 予防接種は接種を受ける法律上の義務ではなく、自らの意思で接種を希望する方のみが行うものです。接種対象者の意思が確認できない場合には接種できません。
- 予防接種を受ける前には必ず説明文を読み、必要性や副反応（健康被害）についてよく理解したうえで予防接種票の「予防接種希望書」に自署してください。
- 麻痺等があり、予診票に署名ができない場合は、ご家族等の代筆者が接種を受ける方の氏名を記入しさらに代筆者氏名及び受ける方との続柄を記入してください。

予防接種被害救済制度

予防接種後、一定の期間に種々の身体的反応や疾患がみられることがあります。異常な反応を疑う症状が見られた場合、これを健康被害と呼んでいます。このような場合、当該予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認めたときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付対象となります。

お問い合わせ先

久米島町役場 福祉課 健康づくり班

電話：080-9853-2142

LINE：久米島町健康づくり班 QRコード→



ID:764oalur